

【注意喚起】

トレーラーハウスの適正な管理及び設置に関するお願い



白馬村内でトレーラーハウスをお使いの皆さまへ



トレーラーハウスは「随時かつ任意に移動できる状態」を維持している場合に限り「車両」として扱われます。
設置方法や使用状況によっては「建築物」とみなされ、建築基準法等に抵触するおそれがあります。下記の基準を必ずご確認ください。

適正な利用基準



① 随時かつ任意の移動性の確保

- 車輪（タイヤ）を取り付け、パンクさせず、公道を走行可能な状態に保守してください。
- 車輪以外で地盤に支持する場合は、工具を使わず取り外せる設置（ジャッキ支持等）にしてください。



② ライフライン接続の適正化

- 電気・ガスについては、工具を使わず随時かつ迅速に着脱できる方式で接続してください。
- 水道・排水設備（下水）については、着脱できる方法での直接接続はできません。
- 水道と下水道を直接接続するには、建築物として建築確認を取得し、白馬村の給水・排水工事基準に準じて工事を施行してください。



③ 搬出入通路の確保

- 敷地内から公道まで、支障なく移動できる通路・搬出ルート（勾配・幅員・路盤等）を常に確保してください。
- 進行方向や敷地内に、塀やウッドデッキ等、移動の妨げとなる固定障害物を設置しないでください。



④ 必要な手続きの確認

- 建築確認や景観の届出等、事前に必要な手続きがないか今一度ご確認ください。
- 飲食業や宿泊業等の営利施設を運営する場合は、関係官庁への許認可申請や届出が必須となります。
- 「建築物」の該当性は総合的に判断されるため、特定行政庁（大町建設事務所）にご確認ください。



ご注意ください

上記の基準を満たさない場合、行政より指導や建築確認申請の提出を求められることがあります。
また、固定資産税（家屋または償却資産）の課税対象となる場合があります。
安心・安全な地域づくりのため、適切な維持管理にご協力をお願いいたします。